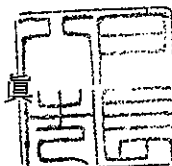


八戸市地域公共交通会議
会長 武山 泰 様

八戸市交通部
八戸市長 小林 眞



300 円上限運賃化対象路線に係る運賃設定について (申出)

このことについて、八戸市内において路線バス上限運賃化を継続実施（本格実施）するにあたり、道路運送法第 9 条第 4 項の規定による運賃等の届出を行うため、八戸市地域公共交通会議設置要綱第 2 条の規定により、別紙のとおり申し出いたします。

○添付書類

- ・ 運賃届出書(案)
- ・ 別紙 1 運賃の種類、額及び適用方法
- ・ 別紙 2 三角表(一部)

東北運輸局

局長 長谷川 伸一 様

八戸市交通部

八戸市長 小林 眞

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を設定しましたので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〒031-0813 青森県八戸市大字新井田字小久保頭 4-1

八戸市交通部 八戸市長 小林 眞

2. 設定しようとする運賃の上限を適用する路線

種差線の一部（種差海岸遊覧バス）及び鮫線の一部（日曜朝市循環バス）を除く
八戸市内全路線

※ただし、旭ヶ丘線の一部（市内循環線）は150円均一料金

3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法

種 類 普通旅客運賃

額 三角表（別紙2）のとおり

適用方法 初乗り150円、以降50円刻み、上限300円とする

詳細は下表のとおり

（小児運賃及び身体障がい者等は半額。ただし、端数が出る場合は10円単位に切り上げ。）

平成9年4月4日 認可運賃	130円 ～190円	200円 ～240円	250円 ～290円	300円以上
現行運賃 ※実験時運賃	150円	200円	250円	300円
改正運賃	150円	200円	250円	300円

4. 実施予定日

平成25年10月1日(火)

5. 添付書類

運賃の種類、額及び適用方法（別紙1）

三角表（別紙2）

運賃の種類、額及び適用方法

1. 運賃の種類及び額

旅客運賃の種類		額
普通旅客運賃	片道	別表
定期旅客運賃	通勤	〃
	通学	〃
	特殊	〃 (持参人式定期券)
	通勤通学	乗車区間の通勤定期旅客運賃と通学定期旅客運賃の合算額を全区間往復乗車となる場合は1/2、その他の場合は1/4した額とする。
回数旅客運賃	普通	別表(乗降停留所を特定しない金額のみ表示したもの)
	通学	〃 (〃)
	特殊	〃 (お買物回数券、セット回数券)
特殊普通旅客運賃	一日乗車券 八戸えんじょいカード こども探検エコパスポート J・エコパスポート 親子DE探検エコパスポート キャンパス☆フォー まちパス300 八戸市交通部創業80年記念乗車券	別表
団体旅客運賃	普通	〃
	学生	〃
旅客運賃の割引	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び児童福祉法の適用を受ける者に対する割引	普通旅客運賃 5割引 定期旅客運賃(大人のみ) 3割引
小荷物運賃	小荷物	乗車区間の小児普通運賃に相当する額

(1) 旅客運賃の計算方法

- イ 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- ロ 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。
- ハ 団体旅客運賃の計算方法は次のとおりとする

(イ) 割引率

- 普通団体旅客運賃 1割引
- 学生団体旅客運賃 2割引

(ロ) 算式

(a) 大人団体旅客運賃

大人普通旅客運賃×人員×(1-割引率)

(b) 小児団体旅客運賃

小児普通旅客運賃×人員×(1-割引率)

(c) 大人と小児が混乗する場合

大人普通旅客運賃×人員×(1-割引率)+小児普通旅客運賃×人員×(1-割引率)

(2) 小荷物運賃の計算方法

運賃計算上の端数は、10円単位に四捨五入する。

◆八戸市内路線 1乗車上限300円

現行運賃 ※実証実験	150円 (80円)	150円 (80円)	150円 (80円)	200円 (100円)	250円 (130円)	300円 (150円)
改正運賃	150円 (80円)	150円 (80円)	150円 (80円)	200円 (100円)	250円 (130円)	300円 (150円)

()内は小児運賃

2. 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、八戸市の一般バスで旅客及び物品を運送する場合に適用する。
- (2) 運賃区界でない停留所から乗車する旅客の運賃は指定停留所を除いて、その外方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。
指定停留所から乗車する旅客の運賃は、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。
但し、同一運賃区界停留所に属する指定停留所相互間の運賃が異なる場合は、低額の運賃を適用する。
- (3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。
大人運賃 中学生以上の者
小児運賃 小学生以下の者
- (4) 旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。
 - ア 普通旅客運賃
 - (イ) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
 - (ロ) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。
 - イ 定期旅客運賃
 - (イ) 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃及び通勤通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

- (ロ) 通勤定期旅客運賃及び特殊（持参人式）定期旅客運賃は、乗車回数及び適用旅客の範囲を限定しない。
- (ハ) 通学定期旅客運賃及び通勤通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園並びに児童福祉法第39条に規定するもの、又は八戸市の指定する学校に通学するものとする。
- (ニ) 特殊定期旅客運賃は、特殊定期乗車券（持参人式）で同一区間を不定回数乗車する場合に適用する。
- (ホ) 片道普通旅客運賃を設定していない区間（2路線以上）に跨って乗車する旅客の運賃は、次の基準運賃額に対応する区間運賃を適応する。
 - (a) 対キロ区間制

乗降停留所間（乗降停留所が運賃区界停留所でない場合は、運賃区界停留所相互間）の運賃計算キロ程に対応する、大人片道普通旅客運賃額。

但し、それぞれの乗降区間の、大人片道旅客運賃の併算額が前記の運賃額より低額となる場合は、併算額を基準運賃額とする。
 - (ハ) 定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。
 - (ト) 定期旅客運賃は、座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。
- ウ 回数旅客運賃
 - (イ) 回数旅客運賃は、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。
 - (ロ) 通学回数旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するもの及び学校教育法第1条に規定する高等学校、大学の通信教育学部の学生又は生徒で、面接授業を受けるために学校に通学するものとする。
 - (ハ) 回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車は認めない。
 - (ニ) お買物回数券のみ使用時間を、下車時間が10時から16時30分の間に制限する。
- エ 特殊普通旅客運賃

別表のとおり
- オ 団体旅客運賃
 - (イ) 団体旅客運賃は、旅行目的、行程を同じくする者で構成された、15人以上の旅客（以下「団体旅客」という）が、他の旅客と混乗して乗車する場合に適用する。
 - (ロ) 学生団体旅客運賃は、団体旅客が通学定期乗車券の発売条件に該当するものと、その付添人（教職員、旅行斡旋人を含む）である場合において、他の旅客と混乗して乗車する場合に適用する。
 - (ハ) 団体旅客運賃は、座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。
- (5) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。
 - イ 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けているもの、都道府県知事（政令指定都市にあつては市長）の発行する知的障がい者の療育手帳交付を受けているもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者福祉手帳の交付を受けているもの、及びその介護人（当社において介護人を必要と認める場合に限り）とする。
 - ロ 児童福祉法の適用を受けるものに対する割引

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4、第41条乃至第44条に規定す

る諸施設により養護又は保護を受けているもの及び付添人(当社において付添人を必要と認める場合)とする。

(6) 運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して割引をしない。

運賃の算出基礎

1. 運賃計算賃率

2. 0キロメートルまで	基準賃率の2倍
2. 1キロメートルから10. 0キロメートルまで	基準賃率37円70銭
10. 1キロメートルから20. 0キロメートルまで	基準賃率の3割通減
20. 1キロメートルから30. 0キロメートルまで	基準賃率の4割通減
30. 1キロメートル以上	基準賃率の5割通減

上記から算出された平成9年4月4日認可運賃を、初乗り150円、以降50円刻み(50円単位に切り下げ)

2. 運賃計算キロ程

(1) 運賃計算キロ程の定め方

割増を適用しない停留所間のキロ程は、実キロ程(キロ程未満1位まで、2位以下1位に四捨五入)である。

(2) 停留所間キロ程は、普通運賃表記載のとおりである。

3. 運賃の制定形態

全線、対キロ区間制

(上記を基に、50円単位に切り下げ)

種 類	運 賃
	(平成 25 年 10 月 1 日「上限運賃化」)
普通旅客運賃	初乗り 150 円、以降 50 円刻み 八戸市内上限 300 円、
定期旅客運賃	<p>通 勤</p> <p>1ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.7 3ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.7×3×0.95 6ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.7×6×0.9</p> <p>持参人式</p> <p>1ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.7 3ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.7×3×0.95 6ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.7×6×0.9</p> <p>通 学</p> <p>1ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.6 3ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.6×3×0.95 6ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.6×6×0.9 12ヶ月 (普通旅客運賃×60) ×0.6×12×0.7</p> <p>小児定期運賃 通学定期運賃の半額</p>
回数旅客運賃	<p>普通 11 券片 片道普通旅客運賃を 10 倍した額 ※乗降停留所を指定しない金額のみ表示したもの</p> <p>通学 13 券片 片道普通旅客運賃を 10 倍した額 ※乗降停留所を指定しない金額のみ表示したもの</p> <p>お買物回数券 1,000 円券 (1,300 円綴) 10 円券 10 枚 30 円券 10 枚 100 円券 9 枚 ※使用時間帯は、降車時間が 10:00～16:30 までの間に限定したもの</p> <p>セット回数券 1,000 円券 (1,100 円綴) 10 円券 5 枚 20 円券 10 枚 30 円券 5 枚 40 円券 5 枚 100 円券 5 枚</p>
特殊普通旅客運賃	<p>一日乗車券 大人 600 円 小児 300 円 ※土曜・日曜・祝日・毎月 25 日に限る ※八戸市交通部の全路線 ※平成 11 年 4 月 1 日より運賃変更</p> <p>八戸えんじょいカード 大人 700 円 小児 350 円 ※JR 八戸線、南部バス株式会社と共通の一日乗車券 ※八戸市内バス路線 (南郷区は除く)、JR 八戸線 (八戸駅～種差海岸駅)</p>

<p>特殊普通旅客運賃</p>	<p>こども探検エコパスポート 運賃100円 ※八戸市交通部の全路線 ※小学生のみ ※適用期間：夏休み期間（7月22日から8月21日） 冬休み期間（12月24日から1月13日） 春休み期間（3月27日から4月6日）</p> <p>J・エコパスポート 運賃300円 ※八戸市交通部の全路線 ※中学生のみ ※適用期間：夏休み期間（7月22日から8月21日） 冬休み期間（12月24日から1月13日） 春休み期間（3月27日から4月6日）</p> <p>親子DE探検エコパスポート 運賃600円 ※八戸市交通部の全路線 ※小学生1名と同伴する保護者1名 ※適用期間：夏休み期間（7月22日から8月21日） 冬休み期間（12月24日から1月13日） 春休み期間（3月27日から4月6日）</p> <p>キャンパス☆フォー 運賃600円（4枚綴乗車券） ※南部バス株式会社と共通（旧八戸市内全路線と階上町の一部） ※学校教育法第83条に規定する大学、大学院、短期大学の学生のみ ※適用期間：平成24年12月1日から平成25年11月30日までの 平日13時以降に降車する場合、及び土休日の終日の利用に限る</p> <p>まちパス300 大人300円 小児150円 ※八戸市中心部の指定エリア限定の市営・南部・十鉄共通一日乗車券 ※適用期間：平成24年10月1日から平成25年9月30日まで</p> <p>八戸市交通部創業80年記念乗車券 1000円（1,000円綴） 150円券4枚 100円券4枚 ※乗降停留所を指定しない金額のみ表示したもの</p>
<p>団体旅客運賃</p>	<p>普通 片道普通旅客運賃額の1割引の額とする。</p> <p>学生 片道普通旅客運賃額の2割引の額とする。</p>

<p>旅客運賃の割引</p>	<p>身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者割引 児童福祉法適用割引 普通運賃…5割引 定期運賃…3割引（但し、小児定期運賃は割引しない） 外国人に対する割引 青森ウェルカムカードを提示した外国人に対し5割引 ※平成10年4月1日実施</p>
<p>小荷物運賃</p>	<p>小荷物 乗車区間の小児普通運賃に相当する額 ※重量30キログラム以内、容積0.25立方メートル以内、長さ2メートル以内 に限る</p>

普通旅客運賃及び新旧運賃対照表

多賀台団地 線 運行系統 旭ヶ丘東口～下組町 間

整理番号 5813

(市民病院～本八戸駅～多賀台団地～河原木団地 経由)

Table with 4 columns: 運賃種別, 現行, 改定, 備考. Includes 普通運賃 (37円 70銭 to 37円 70銭), 平均運賃 (円 銭 to 円 銭), and 区界停留所 (○ 新設, ▲ 廃止).

Main fare table with columns: 区界停留所, 指定停留所, キロ程, 新設廃止の別, 区界停留所, 指定停留所, キロ程, 新設廃止の別. Lists stations from 旭ヶ丘東口 to 下組町.

Main fare grid table with columns: 区界停留所, 指定停留所, キロ程, 新設廃止の別, 区界停留所, 指定停留所, キロ程, 新設廃止の別. A large grid of fare values for various routes.

- Legend for symbols: ○ 旭ヶ丘営業所, ○ 旭ヶ丘東口, ○ 旭ヶ丘四丁目, ○ 旭ヶ丘団地, ○ 旭ヶ丘西口, ○ 見晴台, ○ 新井田団地前, ○ 中町, ○ 新井田, ○ 新井田団地前, ○ 中町, ○ 西園園入口, ○ 見立山, ○ 高館小学校前, ○ 小田, ○ 長寿温泉前, ○ 河原木団地, ○ 河原木団地南口, ○ 石堂, ○ 石堂二丁目, ○ 長苗代二丁目, ○ 千田, ○ 長苗代, ○ 内舟渡, ○ 緑ヶ丘, ○ 西亮市, ○ 南亮市, ○ 沼館一丁目, ○ 沼館三丁目, ○ 沼館, ○ 下組町, ○ 柴町, ○ ラビア, ○ ラビアバスセンター, ○ 三製製紙前, ○ 市川電機所, ○ 海浜荘前, ○ 下大谷地, ○ 浜市川, ○ 市川後, ○ 多賀台東口, ○ 藤成寺前, ○ 多賀台団地, ○ 社宅前, ○ 多賀台西口, ○ 赤畑, ○ 尻引.

Summary table with columns: 上段運賃計, 実施運賃計, H9.4.4認可運賃計, 実キロ計. Total values: 130, 150, 130, 1.2; 130, 150, 130, 1.0; 480, 500, 480, 6.2; 700, 750, 700, 10.2; 1,030, 1,350, 1,030, 17.2; 1,550, 1,750, 1,430, 29.2; 2,070, 2,100, 2,090, 41.1; 2,800, 2,400, 2,690, 58.7; 3,250, 3,400, 3,670, 69.5; 3,850, 3,650, 4,310, 85.5; 4,530, 4,900, 5,450, 104.2; 5,120, 5,350, 6,310, 119.8; 5,610, 6,300, 7,260, 132.8; 6,560, 7,400, 8,450, 160.8; 7,410, 8,200, 9,450, 186.3; 8,130, 9,400, 10,440, 207.1; 8,870, 10,600, 12,440, 229.2; 9,600, 11,450, 13,310, 250.8; 10,600, 11,940, 14,410, 283.1; 11,450, 13,250, 15,310, 309.1; 11,940, 14,850, 17,170, 323.8; 12,850, 15,510, 18,220, 352.4; 13,510, 16,350, 19,530, 373.1; 14,820, 17,100, 20,840, 416.3; 16,160, 33,650, 44,890, 463.8; 47,090, 137.4.